

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

各務原市立蘇原中学校

はじめに

各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針(以下「本基本方針」という。)は、各務原市いじめ防止対策に関する条例(以下「条例」という。)第3条第3項に定めるいじめの防止等のための具体的な対策等を定めるものとする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。):第2条)

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは人間として許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学年・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。(3ヶ月間)

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり・・・「居場所」・「絆」づくり

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級・学年の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・学年経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級・学年活動はもとより生徒会活動でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が、かけがえのない生命や人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返されるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導・・・豊かな心の育成

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3)全ての教育活動を通じた指導・・・自己指導能力の育成

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。
3つの言葉かけ「どうしたの?」「どうしたいの?」「どんな支援をしてほしい?」
 - ②共感的な人間関係を育成する。
 - ③児童生徒に自己存在感を与える。

(4)インターネットを通じて行ういじめ対策の推進・・・情報モラル

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間での共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1)的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応を生かす。
- ・主担任や教科担任、学年職員や養護教諭等全教職員が、生徒の些細なサインを見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で、傾聴・受容する姿勢を心がけ、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、主担任や学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏期休業中の研修に加え、必要に応じて適宜職員研修を行う。「いじめ防止これだけは!」「いじめ対策事例集」といった各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして全教職員が、早期発見・早期対応や、未然防止に取り組めるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4)保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受け生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題が継続することのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5)関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども家庭支援課、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議委員等とのネットワークを大切に、早期発見に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等は、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめの早期発見・早期対応のための組織

「いじめ防止対策推進法」第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

校長・教頭・主幹教諭・◎生徒指導主事・教相コーディネーター・学年主任・特別支援コーディネーター
 養護教諭・スクールカウンセラー・スクール相談員・心の教室相談員・該当学年職員
 PTA会長・主任児童委員

○未然防止対策について各担当の行動内容 「居場所」・「絆」づくりをめざして

担当	行動内容
管理職(校長)	学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、個別案件対応班の招集・指揮、各担当への指導
管理職(教頭)	各関係機関および各担当の窓口、各関係機関及び各担当等へのコーディネーター的役割、各担当への指導・援助
主幹教諭 生徒指導主事	・情報収集窓口、上司への報告等 ・いじめアンケート調査、分析、対策案提示 ・個人カードの充実による情報収集・記録 ・いじめに関する校内研修(教師の対応力向上) ・教育相談部会との連携窓口 ・学校生活における規律の確立→生活指導委員長とも連携・協力し、体制を整える。
教育相談主任	・個人面談計画
教務主任	・いじめに関わる全校集会開催 ・いじめ、人権啓発等の研修会企画・運営
研究主任 学習指導委員長	・アイコンタクトを軸に、分かる授業の推進 ・学習規律の確立…生徒指導主事と連携・協力し、体制を整える。
養護教諭	・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況を把握しながら、生徒の些細な変化を見逃さないよう努める。気になることはすぐに報告する。
各学年主任	・担任と連絡を密に取りながら、生徒の些細な変化を見逃さないように連携を図る。(アイコンタクト)
特活指導委員長 生徒会担当	・生徒集会等を通じて、生徒自らが「いじめ」について考え、自分たちの考えを表現・交流する場を設ける。全校で考えることを通して、「いじめ」を許さないという雰囲気を生徒自らつくり出せるように働きかける。
学年職員 全教職員	①学級での様子や個別での教育相談等から、いじめの早期発見に努める。 ②生徒の自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるように共通実践を図る。

5 いじめの未然防止, 早期発見・早期対応の年間計画

月	取り組み内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学校だより, Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」の理解・前年度のいじめの実態と対応等) ・PTA総会で「方針」の説明 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・教育相談週間(5/25～6/2) ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) 	夏季休業中の指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・個人懇談 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・心のアンケートの実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間(11/24～11/30) ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員取組評価(学校評価)アンケート(次年度に向けて) ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・教育相談週間(1/25～1/30) ・教職員による次年度の取組計画 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (本年度のまとめ及び来年度の計画立案) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	

※アンケートは卒業まで保存。アンケートをまとめたものは、卒業後5年間保存する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織で対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等役割を明確にした組織的な動きをつくる。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数教員、保護者の協力、背景)
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア(必要に応じて外部の専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導(背景も踏まえて)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報交流し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携を図りながら生徒の指導に当たる。
・保護者との連携の下、謝罪の指導を行うとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
・教育委員会の指導の下、事実関係を明らかにするための調査に当たる。
・上記の調査を行い、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係及びその他必要な情報を適切に提供する。
・上記の調査を行い、いじめを行った生徒とその保護者に対しても、事実関係について必要な情報を適切に提供する。
・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。